

令和6年度

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

現場補償業務

特 別 仕 様 書

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

現場補償業務特別仕様書

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、第4条に基づく令和6年度那珂川沿岸農業水利事業（二期）に係る現場補償業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、「現場補償業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(管理技術者)

第2条 管理技術者は、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者のいずれかの資格を有する者。

又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）。（経験とは、測量、補償コンサルタント部門に在籍し、当該業務に従事した年数をいう。）

(現場補償技術員)

第3条 現場補償技術員は、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、土地改良補償業務管理者補のいずれかの資格を有する者。

又は、これと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。（土地改良補償業務管理者補と同等の能力と経験を有する技術者（大学卒8年（短大・高専卒10年、高校卒12年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）。（経験とは、測量、補償コンサルタント部門に在籍し、当該業務に従事した年数をいう。）

(業務の概要)

第4条 本業務を行う業務の概要は次のとおりである。

- (1) 土地取得及び区分地上権設定に係る登記資料の精査、修正及び作成を行う。
- (2) 各種補償基準書作成に伴い、土地に係る評価を行う。
- (3) 令和6年度に実施する工事の各種補償契約に関する資料の作成及び地権者に対する契約内容の説明、書類徴収の補助等を行う。
- (4) その他、用地補償業務において必要となる資料の収集整理、作成等を行う。
- (5) 既完了工事の完了図書の作成を行う。
- (6) 本業務の対象工事に係る路線は以下のとおりである
 - ① 渡里幹線水路
 - ② 常北幹線水路
 - ③ 小場江堰幹線水路
 - ④ 内茨幹線水路
 - ⑤ 湊幹線水路
 - ⑥ 小野幹線水路
 - ⑦ 千波湖送水路

(履行期間)

第5条 契約延月数は6ヶ月とし、業務期間は次のとおりとする。

令和6年6月10日から令和6年12月20日まで。

(業務内容及び打合せ)

第6条 業務内容及び打合せについては、次のとおりとする。

管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務請負契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行う。
なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。
- (2) 本業務に従事する現場補償技術員は設計用技術員1人とし、業務内容を次のとおりとする。
 - ① 登記資料の収集整理
 - ・登記原因証明情報兼登記承諾書、地積測量図等の精査及び修正
 - ② 土地の評価
 - ・土地の評価に必要となる土地取引事例地調査表等各種資料の作成
 - ・標準地の選定及び標準地調査書の作成
 - ・標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成
 - ・残地等に関する損失の補償額の算定
 - ③ 補償説明
 - ・土地売買契約書、区分地上権設定契約書、土地使用補償契約書等の各説明及び徴取の補助等
 - ・補償説明に関する説明資料の作成等
 - ・権利者に対する説明補助及び記録簿の作成
 - ④ 完了図書の作成
 - ・事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する完了図書の作成
 - ⑤ その他
 - ・用地補償業務に関連して必要となる資料の収集整理、図面の作成、点検等

(業務場所)

第7条 業務場所は、関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(成果物)

第8条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第37条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

第9条 成果物の提出先は、次のとおりとする
茨城県水戸市中河内町960-1

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

(契約変更)

第10条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に示す「業務の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第5条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (3) 第6条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (4) 第7条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (5) 第8条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) その他

(その他留意事項)

第11条 その他次の事項に留意しなければならない。

- (1) 通勤及び業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) 受注者は業務の履行にあたり、第7条第1項の庁舎及び業務に必要な机及び椅子等の物品を無償で使用するができるものとする。この場合、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (4) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、業務に従事させる現場補償技術員に会社名・氏名等を記載した名札を着用させるものとする。

(疑義)

第12条 本特別仕様書に明記されていない事項、又はその内容に疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとする。